

住民監査請求
監査結果報告書

平成29年12月22日

富田林市監査委員

富田林市職員措置請求に係る監査結果

(平成29年10月26日付け請求分)

〈農業実行組合長会研修会に参加する件に係る住民監査請求〉

目 次

第1 監査の請求	P 1
1 請求人	P 1
2 措置請求書の提出	P 1
3 請求の内容（要旨）	P 1
4 事実証明書について	P 1
5 請求の受理	P 1
(1) 請求人の資格について	P 1
(2) 請求の対象	P 2
(3) 請求期間について	P 2
(4) 要件審査及び請求の受理	P 2
第2 監査の実施	P 2
1 監査対象事項	P 2
2 監査対象部局	P 2
第3 監査対象部局の意見書の提出及び陳述等	P 2
1 事実関係の確認	P 2
2 関係職員の陳述（要旨）	P 3
第4 請求人の証拠の提出及び陳述（要旨）	P 4
第5 判断	P 4
第6 結論	P 5
第7 意見	P 5

第1 富田林市職員措置請求（以下「本件請求」という。）

1 請求人

○○ ○○

（住所：富田林市○○○○○）

○○○○

（本店所在地：富田林市○○○○○、代表者：○○ ○○）

2 富田林市職員措置請求書の提出

平成29年10月26日

3 請求の内容（要旨）

市長の行動記録を見ると、平成29年7月20日の午後からと7月21日の全日は農業実行組合長会研修会とある。どのような研修か。懇親会でありさつを述べただけではないのか。市長は公用車で別途参加だが、なぜバスで実行組合の方と一緒にいかないのか、そのほうがコストも安いのではないか。公用車を使用しているが、何をもって公務とみなすのか。秘書課から2名が市長に随行しているが、必要なのか。3名の宿泊費などもかかる。コスト面を考えると送迎方式をとり、公共交通機関使用という選択肢もある。挨拶するだけなら、代読やビデオメッセージでもよいのではないか。農業実行組合長会総会が今年4月に開催されており、この総会に市長は参加されているようであるが、その3か月後に研修会に参加するのはいいのか。損害が生じているので、研修会に参加した3名の入会費と交通費（ガソリン代など）を市に返還するよう求める。

4 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである。

1 経過説明書	1通
2 市長の行動記録	1通
3 公用車使用簿	1通
4 農業実行組合長会総会の開催の案内	1通
5 農業実行組合長研修会の開催の案内	1通
6 情報開示請求書	1通
7 情報開示決定通知書	1通

（事実証明書の内容は省略）

5 請求の受理

（1）請求人の資格について

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項において住民監査請求を行なうこと

が出来る請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。また、地方公共団体の住民としては、法律上行為能力を認められている限り、法人たると個人たるとを問わず監査請求をすることができる（行実 昭23、10、30）。

なお、本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

（2）請求の対象

法第242条第1項において、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は富田林市長及び秘書課職員に対して措置を請求している。

（3）請求期間について

法第242条第2項において、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年以内と規定されている。市長が農業実行組合長会研修会に参加したのは平成29年7月20日から21日にかけてであり、1年以内である。

（4）要件審査及び請求の受理

請求人の請求内容は、前記3（請求の内容（要旨））のとおりである。

以上により、本件請求は、法第242条の要件を具備しているものと認め、平成29年10月31日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

市長が農業実行組合長会の研修会及び懇親会に参加することが公務として適切か、参加するにあたり交通手段として職員随行の公用車を使用することが適切か、結果として違法・不当な行為により富田林市が損害を被ったといえるかについて、監査の対象とした。

2 監査対象部局

秘書課を監査対象とし、意見書の提出を求めるとともに、平成29年11月30日に陳述を聴取し、また、詳細について説明を求めた。

第3 監査対象部局の意見書の提出及び陳述等

1 事実関係の確認

ア 市長の旅程等2日間の行動について

市長は7月20日午前9時から秘書課との打ち合わせ等の執務を行った後、午前11時に公用車で秘書課職員2名とともに、市役所を出発し、農業実行組合長会の懇親会の会場となる宿所に午後5時半ごろ到着した。懇親会に出席後、同宿泊所で1泊し、7月21日午前9時半ごろ同所を出発した。高山市内の重要伝統的建造物群保存地区の町並み及び農業実行組合長会の研修会の行程にある世界遺産白川郷を視察したのち帰路についた。午後5時半ごろ富田林市内に戻り、自宅に直帰した。

イ 農業実行組合長会の研修会及び懇親会の参加について

1泊2日の研修行程のうち、1日目の夜の懇親会に招待を受け、参加した。研修行程全部に対して招待を受けたものではない。この研修には実行組合長59名のうち、18名が参加していた。各実行組合長は20日午前8時にバスで出発し、研修のため滋賀県で研修し、その後に宿泊先（懇親会会場）のある高山市に向かった。

市長は懇親会に出席した以外は、2日とも独自の移動・行動となっている。

2 関係職員の陳述（要旨）

農業実行組合長会は農業実行組合長により組織される団体で、長年に渡り本市農業施策への協力等を通じて、本市の農業振興に寄与している公共的性格の強い団体である。

平成29年6月23日付けで「富田林市農業実行組合長研修会の開催について（ご案内）」により、農業実行組合長会会長から富田林市長に対して、本件懇親会への参加及び挨拶の依頼があり、これに応じて宿泊を伴う旅程で出張したものである。相手方が指定する懇親会の場で、普段は聞くことのできない様々な意見や考え方につれ、信頼・協力関係を深めることができる貴重な機会であると判断し参加したものであり、本市の農業振興引いては、市政の発展に資することができるものであると考える。

本件懇親会において、市長は会長と農家の高齢化や後継者不足、遊休農地の問題などについて意見を交わしており、本市の農業の発展に寄与するものであることは明らかである。

よって、本件懇親会に出席し、意見交換をすることは、当然に公務といえるものである。

本件懇親会への参加は公務によるものであるため、公用車の使用は当然に認められる。

移動手段に公用車を用いる理由は、公務の状況により出発時刻が確定しにくいことに加え、出張先において急に対応しなければならない公務や災害の発生等の連絡が入り、市役所本庁舎に戻ることも想定しておかなければならぬためである。また、今回は長距離なので、安全を期するため職員が交替で運転業務を行う必要があること、市役所との連絡調整や緊急時の対応等の業務も必要であることから、2名体制で随行したものである。これは「市の行政上必要な業務」又はこれに準ずる業務にあたると考えられる。

請求人は、本件懇親会に公用車を使用したことに関して、農業実行組合長会が利用するバスに同乗すべきであると主張する。当然に、理論上は同バスを利用すれば、公用車を使用する必要がないが、前記のとおり、市長はその職務上、単独で移動する必要があり、また今回市長が依頼を受けたのは、研修行程全部ではなく、本件懇親会への出席であることから、そこへ出席するために同バスを利用する必要はない。また、4月に農業実行組合長会総会に市長が出席した際は、挨拶を述べただけであって意見交換などの交流を図る機会がなかった点が、本件懇親会とは異なる。

これらのことから、請求人の主張は合理性がないと考える。

以上のとおり、本件請求について、本件懇親会への参加は公務として適正であり、これに係る人件費の支出及び公用車の使用については、なんら違法、不当な点はない。

よって本件請求は、速やかに棄却されるべきである。

第4 請求人の証拠の提出及び陳述（要旨）

請求人に対しては、法第242条第6項の規定に基づき、平成29年11月30日に陳述の機会を与えた。その結果、請求人から、以下の陳述がなされた。

主張は請求書に書いたことがすべてで、それ以上でもそれ以下でもない。市長は4月に総会に出席したばかりで、その上で7月に研修会に出席した点は疑問である。各実行組合長はバスを利用しているので市長もバスで同行したほうが費用も安いし、各組合長とバスの中で交流を図ることができるので、それがベストであると考える。それ以外の方法として、ビデオメッセージや送迎方式もあると考える。

第5 判断

1 公務として許容されるかについて

この点については、最高裁判所平成18年12月1日判決（民集60巻10号3847号）によると、普通地方公共団体の首長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、その交際が一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったとしても、住民の福祉を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事項に含まれるものとして許容されるが、上記の目的とすると客観的にみることができない場合、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱している場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいはず、その費用を支出することは許されない。

そこで本件についてみると、市長は、本件研修会への参加と懇親会での挨拶の依頼について案内を受けたものであるが、1泊2日の研修行程のうち1日目の夜の懇親会に参加するため、これに応じ宿泊を伴う旅程で出張したものである。農業実行組合長会は農業実行組合長により組織される団体で、長年に渡り本市農業施策への協力等を通じて、本市の農業振興に寄与している公共的性格の強い団体である。市長は、農業実行組合長会の会長、副会長及び各実行組合長との意思疎通を図り、意見交換を行うことに積極的な意義があると認め、懇親会の場では普段は聞くことのできない様々な意見や考え方につれ、信頼・協力関係を深めることができる貴重な機会であると判断し、本市の農業振興引いては市政の発展に資することを期待して参加したものである。実際、懇親会において会長とは、農家の高齢化や後継者不足、遊休農地の問題などについて意見を交わしている。

以上からすると、市長の本件懇親会への参加は、本市の農業振興引いては市政の発展に寄与するという点で、「地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ社会通念上儀礼の範囲にとどまる」と考えられ、公務として許容されるというべきである。

2 移動手段としての公用車使用と職員2名の随行について

この点については、公用車は公務以外に使用してはならず、公務を遂行するために合理的な必要性がある場合にその使用が認められるというべきである。

本件についてみると、前述したように、市長は、本件研修会への参加と懇親会での挨拶の依頼について案内を受けたものであるが、1泊2日の研修行程のうち1日目の夜の懇親会に参加するため、これに応じ宿泊を伴う旅程で出張したものである。この出張目的からすると、バスで全行程を各実行組合長と一緒に移動する必然性はない。また、公務の状況により出発時刻が確定しにくいことに加え、出張先において急に対応しなければならない公務や災害の発生等の連絡が入り、市役所本庁舎に戻ることも想定しておかなくてはならないとの理由で、公用車での移動を基本としているとの理由にも合理性がある。

また、本件で、2名体制で職員が随行したことについては、遠方かつ長時間の公用車使用であることから、安全を期するため職員が交替で運転業務を行う必要があり、かつ市役所との連絡調整や緊急時の対応等の業務も必要であることからすると、これら職員の随行は、市の行政上必要な業務にあたる。

以上からすると、市長が本件懇親会に参加するにあたり、その移動手段として公用車を使用したこと、及び職員2名がこれに随行したことは、認められるというべきである。

第6 結論

平成29年10月26日請求の農業実行組合長会研修会に参加する件に係る請求人の主張には理由がないと認める。

第7 意見

本件懇親会のように、市長が各種団体と意見交換など、友好・信頼関係の維持増進を図ることは、市長の公務性の観点からみると、市政の発展にとって必要なことと認められる。

なお、その内容・方法などについて、経済性・効率性・有効性の観点から、より一層配慮することが求められると考える。